

第16回クリーンセンター滋賀環境監視委員会会議概要

1. 日時平成21年12月24日(木)14:00~16:00

2. 開催場所 クリーンセンター滋賀 研修室

3. 出席者 環境監視委員

学識経験者: 金谷委員長

住民代表: 中島(常)委員、東委員

中邨委員、中島(仁)委員

事業者: 坂本委員、岩倉委員

滋賀県: 森井委員

甲賀市: 富田委員、伊東委員、橋本委員

環境事業公社: 對中委員

事務局: 財団法人滋賀県環境事業公社

廣田副理事長、對中事務局長、田中所長、
成宮次長、尼子主査、西村主任技師



4. 議事概要

(1). あいさつ(公社 副理事長)

(2). 活動内容報告

1) 水質等調査結果について

・平成21年度 水質調査結果 …資料1

浸出水原水: 一時的に窒素濃度が高くなったが、現状は低い濃度で推移している。

処理水(下水道投入水): 下水道投入基準を満足している。

地下水質: 地下水環境基準を満足している。その他の数値も安定している。

河川水質: 水素イオン濃度(pH)、塩化物イオン濃度等が高くなっているが、市道工事の影響が考えられる。

・平成21年度 臭気・湧出ガス調査結果 …資料2

臭気指数調査: 甲賀市においては臭気指数規制は実施されていないが、一般的に住居系・商業系地域に設定される規制基準と比較して低い数値(良好)であった。

特定悪臭物質調査: 悪臭防止法の規制基準値を満足していた。

湧出ガス調査: 二酸化炭素濃度が少し高い以外は、大気の成分と大差ない成分組成であった。

地中内部温度調査: 現状ではまだ観測井が浅いので、大気温とほぼ同じであった。

2) 搬入実績報告について …資料3

・平成20年10月30日~平成21年12月18日までの搬入実績

搬入事業者数 185事業者

契約事業者数 210事業者(契約事業者の内88%が搬入)

搬入台数 4,421台

搬入重量 37,860 t (安定型物4%、管理型物66%、残土等廃棄物以外30%)

・搬入管理に係る公定法検査について

管理型4品目(汚泥、鉍さい、ばいじん、燃えがら)に対して搬入の都度実施する蛍光X線検査とは別に実施する。

①年1回の定期・確認(契約締結後、2回目以降の搬入時に実施)について

②公社独自の蛍光X線検査で異常が発見された場合について

3)埋立処分状況確認について ……**現地配布資料**

- ・埋立処分状況の現地確認調査



4)その他 ……**資料4**

- ・環境影響評価書に基づくギンブナ移植経過について

[概略] 市道付け替え工事に伴い、ギンブナの生息地である池(上の池)が消失するため、環境影響評価書(滋賀県環境影響評価審査会が審査)において移植を行うことが決定された。しかし、最終的な移植先である代替池が完成するのは施設整備工事完了時であり、それまでの間、個体を確保するために旧甲賀埋立処分場の車両洗浄槽に仮移植を行った。その後、クリーンセンター滋賀造成工事完了に伴い、平成 20 年 4 月に代替池およびため池(下の池)に本移植を行った。平成 21 年 9 月調査において、本移植地の下流にあたる防災調整池での生息および繁殖が確認された。

【主な意見および質疑】

(水質等調査結果について)

・河川水質について、現状だけでなく供用前からのデータも表示して、現状非悪化の観点から比較できるように資料作成をして欲しい。

→わかりました。

・地下水質について、現状が安定しているのはわかるが、M-2の塩化物イオン濃度はM-1、M-3と比べて高い。何か原因があるのか。また、供用前からのデータはあるのか。

→M-2については工事の進捗により、場所が2回変わっており、現在の観測井が設置されたのが、平成19年12月です。井戸設置当初は周辺地盤をセメント改良した影響などにより、塩化物イオン濃度は、現在より高い値を示していましたが、徐々に低下し、現状では安定しています。

・調査結果については、公社の見解を文書化すること。データ一覧と口答説明だけでは分かりにくい。

→わかりました。

(搬入管理に係る公定法検査について)

・搬入事業者数と定期・確認の公定法検査実施事業者数が一致していないのはなぜか。

→管理型4品目(汚泥、鉬さい、ばいじん、もえがら)については、搬入の都度、蛍光X線検査を実施していますが、1回目に異常が出なければ、2回目以降の搬入時に公定法検査を実施することにしてありますので、搬入が1回しかない排出事業者には実施できていませんので一致していません。

・検査手順についての説明を行うこと。

→わかりました。

(埋立処分状況の現地確認について)

・管理を要する残土を覆土として用いていることは、飛散防止の観点からは好ましくないとと思われる。法的に問題ないのか行政官庁の見解を確認のこと。

→わかりました。

(沈下板の設置について)

→処分場の沈下量を確認するため沈下板を設置しています。設置箇所は2箇所、埋め立てた廃棄物の種類が異なる場所、および複数の埋立期にまたがる場所を条件として選定しました。年1～2回測定します。

・このデータは何に使われるのか？

→処分場を閉鎖する際に地盤沈下が落ち着いていることが条件になってきますのでその確認を行う時に利用します。

(ギンブナの移植経緯について)

・仮移植で個体数が減少したのは、共食い等が原因であると思われるが、仮移植・本移植に際して、専門家の意見は聞かれなかったのか。

→検討が足りなかった部分は確かにありますが、動植物調査を実施した委託業者の報告は、専門家の意見であると考えて、公社が対応を判断しております。

◎次回、環境監視委員会は3月頃の開催予定。